

ホーム&キッチン 並行輸入品（非家電製品）の関連法規と 出品時のチェックポイント

非家電製品の並行輸入品において、関連法規を把握していないために規約違反となるケースが散見されています。
規約違反を未然に防ぐため、家電製品等の並行輸入品を出品する際のチェックポイントをご確認ください。

◆海外市場向け（以下、「並行輸入品」）の浄水器関連商品の出品について

並行輸入品の浄水器関連商材は、日本の法令に沿って製造されているとは限りません。従って、並行輸入品を出品する場合は以下について遵守ください。以下の基準に満たない場合は違法品または規約違反であると判断し、当サイトでの出品を禁止いたしますのでご了承ください。なお、各表示基準がひとつでも異なる場合は同じカタログ内で出品してはなりません。以下の事項を一つでも遵守していない場合は、アカウント停止等の措置を行う可能性がありますことをご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

現在、ブリタ (BRITA) 社製の浄水関連商品のうち並行輸入品の出品については事前審査を行っております。出品を希望される場合には、弊社テクニカルサポートまでご連絡ください。

<遵守事項>

必ず JIS 家庭用品浄水器試験方法 (JISS3201) (以下「JIS 規格」といいます。) の試験^{*}を受け、「家庭用品品質表示法ガイドライン」の「浄水器」に定めた表示がなされていない限り販売してはならない。

消費者庁ホームページ > 家庭用品品質表示法 > 製品別品質表示の手引き 雑貨工業品一覧表 > 30. 浄水器：
http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/zakka/zakka_34.html

**※各種浄水器類の規格基準の試験をする機関は、一般社団法人浄水器協会が認定する試験機関を推奨いたします。
浄水器協会認定試験機関のご案内：http://www.jwpa.or.jp/jwpa_tmp/aqua7_nintei.html**

1. 浄水能力の除去率が 80%未満である場合は、家庭用品品質表示法に抵触するため販売してはならない。
2. 正規品と並行輸入品は、必ずとも同一の試験結果が出るとは限らない。従って、正規代理店経由で流通している日本国内向けの仕様で製造された商品の表示をあたかも複製したような表示をしてはならない。
3. 1)、2) を遵守いただいた上で、当サイトのカタログに「製品概要・仕様」欄という項目を作成し、以下の事項を必ず明記すること。また、輸入元国（生産国）が異なる場合や以下の品質数値が1つでも異なる場合は、同じカタログ内で出品してはならず、必ず別の商品カタログを作成すること：

ア) 商品名の冒頭に【並行輸入品】と必ず明記すること。

イ) 以下の内容をカタログの「商品仕様」欄に必ず明記すること。

- 本商品は、並行輸入品です。日本正規品と以下の品質が異なります。当社の品質表示は以下のとおりです：
 - 材料の種類
 - ろ材の種類
 - ろ過流量

- 使用可能な最小動水圧
 - 浄水能力（※除去率が80%未満の場合は販売できません。ご注意ください）
 - 回収率（※ろ材の種類が逆浸透膜のものに限り表示が必要。）
 - ろ材の取り換え時期の目安（※日本仕様に製造された商品と除去対象物質が異なる場合があります。よって、取り換え時期が異なる場合がありますのでご注意ください。）
 - 使用上の注意
- 本商品は、正規販売代理店の保証は受けられません。本商品に関するお問い合わせは、本商品の表示に明記している表示者にご連絡ください。

◆消費生活用製品安全法に基づき PSC マーク表示が必要な商品の出品について (家庭用の圧力なべ及び圧力がま等)

届出義務について：

消費生活用製品安全法では、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼす恐れが多いと認められる製品を「特定製品」として指定しています。

「特定製品」の製造、輸入または販売の事業を行う者は、予め国に対し事業を開始する旨の届出が必要です。

届出の際には、特定製品が基準に適合するか否かの自主検査を行う必要があります。

なかでも、「特別特定製品」に指定された製品（例：圧力なべ等）は、上記の自主検査に加え、国が定める登録検査機関による検査を受けなければなりません。詳しくは以下にご案内しているリンク先をご参照ください。

PSC マークについて：

「特定製品」および「特別特定製品」は、各種の製品ごとに定める基準に適合した製品に付することができる各種の表示（PSC マーク）がなければ販売できません。

PSC マークの表示義務は、並行輸入品であっても適用されますのでご注意ください。

各種特定製品とマークの一覧表：

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/mark.htm>

詳細につきましては経済産業省：「消費生活用製品安全法ページ」をご確認ください

- 消費生活製品安全法ページ：
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>
- PSC マークに関わる事業届に関する説明資料：
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/setsumeii2212.pdf>

現在、家庭用の圧力なべ及び圧力がま等の並行輸入品の出品については事前審査を行っております。出品を希望される場合には、弊社テクニカルサポートまでご連絡ください。